

森林認証取得等支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、森林認証取得等支援事業（以下「本事業」という。）の実施に際し、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及び森林認証取得等支援事業補助金交付要綱（平成28年6月21日施行。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業計画)

第2 本事業を実施しようとする団体等は、事業の実施に当たって、当該年度における事業について事業計画承認申請書を別記様式第1号により作成し、あらかじめ知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、当該事業計画の承認を行うものとする。

(事業の着手)

第3 本事業の着手は、原則として規則第6条に規定する補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業実施主体は、事業計画が承認された場合において、やむを得ない事由により補助金交付決定前に本事業に着手する必要がある場合は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届出書を別記様式第2号により、知事に届け出るものとする。

2 事業実施主体は、本事業に着手したときは、速やかに別記様式第3号により、知事に報告するものとする。

(事業計画の変更)

第4 事業実施主体は、補助金の交付決定前に、第2第2項による通知を受けた本事業の実施計画書の内容を変更しようとするときは、別記様式第1号により知事に申請し、その承認を受けるものとする。

(事業の完了)

第5 事業実施主体は、当該事業の完了年度内に交付要綱第5の規定による補助事業等実績報告書を提出できない場合は、別記様式第4号により完了届出書を速やかに知事に提出するものとする。

(事業の確認調査)

第6 事業実施地域を所管する地方振興事務所長又は地域事務所長（以下「所長」という。）は、事業実施主体から完了届出書又は補助事業実績報告書の提出を受けた場合は、経済商工観光部、農政部及び水産林政部補助事業確認調査要綱（平成31年4月1日施行）に基づき確認調査を別記様式第5号により実施するものとする。

(事業の繰越し)

第7 事業実施主体は、事業を当該年度内に完了できないと判断した場合には、別記様式第6号により、事業の繰越しについて知事の承認を受けるものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第8 事業実施主体がこの要領により知事に提出する書類の部数は各2部とし、所長を経由するものとする。

附 則

この要領は、平成28年6月21日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月3日から施行し、令和2年度事業から適用する。